毎週火・金曜日発行

秋



目

報

公

次

ページ

秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日等 選挙管理委員会告示

(一五三).....

秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙におけるポスター 掲示場にポスター を掲 示できる日 (一五四) 1

秋田県選挙管理委員会分室の設置......1 選挙管理委員会公告

秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における立候補予定者説明会の開催...... 2 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務......1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第百五十三号

簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二十 二条第二項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の 平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙人名

平成十七年九月十三日

基準日

平成十七年九月二十二日

縦覧期間 平成十七年九月二十三日

秋選管告示第百五十四号

平成十七年九月二十二日(年齢については十月二日

登録日

規定により、次のとおり定めたので告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

処理すべき事務

選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付

Ξ 腕章及び街頭演説用標旗の交付 選挙事務所に関する届出の受理

出納責任者に関する届出の受理

六 五 四 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理

選挙公報の原稿の受理に関する事務

選 挙 管 理 委 員 会 公 告 掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百四

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙におけるポスター

十四条の二第五項の規定により、平成十七年九月二十三日と定めたので告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

平成十七年九月十三日

ため、 二第一項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。 平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙の事務を処理する 秋田県選挙管理委員会規程 (昭和二十八年秋選管告示第五十四号) 第十三条の

平成十七年九月十三日

分室の名称及び場所 秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

. 1

秋田県選挙管理委員会雄勝分室 分 室 の 名 称 湯沢市千石町二丁目 雄勝地域振興局内 場 一番十号 所

= 分室の設置期間

平成十七年九月十五日から同年十月十九日まで

選管告示第五十四号) 第十三条の二第三項の規定により、次のとおり定める。 挙管理委員会分室が処理すべき事務を、 平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙において秋田県選 平成十七年九月十三日 秋田県選挙管理委員会規程 (昭和二十八年秋

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中

伸

1

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

印

刷

者

古紙配合率100%